

6月は「外国人労働者 問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数いますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ①就労が認められる在留資格であること。
- ②雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと。
- ③社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと。

なお、厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

また、お問合せにつきましては、お近くのハローワーク又は労働基準監督署までお願いします。

問い合わせ先

ハローワーク稚内

(電話：0162-34-1120)

インフォメーション

雇用保険の制度改正

●育児休業給付金の支給率が引き上げられました

平成26年4月1日以降に開始する育児休業の初日から、180日目までの給付率が67%（従来は50%）に引き上げられました。

※育児休業給付金の支給を受けるには一定の要件があります。

●就業促進定着手当が創設されました

雇用保険の再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が離職前の賃金よりも低い場合に、低下した賃金の6か月分（上限額があります）を支給する制度です。

※平成26年4月1日以降に再就職することなど一定の要件があります。詳しくは、左記のハローワークにお問い合わせください。

ご存知ですか？ 「筆界特定制度」

法務局では、「筆界特定制度」に基づく、筆界特定申請を受け付けています。

「筆界特定制度」とは、あなたの大事な土地が登記された際の筆界を明らかにする制度です。所有者の経済的負担が少なく、裁判所の境界確定訴訟より迅速に筆界を特定できます。

隣接地との筆界が分からなくて困っている方、隣地の所有者との間で争いがある方は、筆界特定申請について、ぜひ、最寄りの法務局へご相談ください。

〔相談窓口〕

旭川市宮前通東4155番31

旭川地方法務局登記部門

表示登記専門官

TEL 0166-38-1145

稚内末広5丁目6番1号

稚内地方合同庁舎

旭川地方法務局稚内支局

TEL 0162-33-1122

不法電波をシャットアウト!!

もしも電波にルールがなかったら…例えば航空機や消防車・救急車の安全な運行もできず、安心な携帯電話の利用もできなくなります。

総務省 北海道総合通信局では、電波監視を実施し、適正な電波環境を守っています。電波に関する困りごとやご相談は、下記へお問い合わせください。

■お問い合わせ

北海道総合通信局 011-737-0099

〔電話受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00〕

(土・日・祝日を除く)

■電子メールによるお問い合わせ

Soudan-hokkaido@soumu.go.jp

■北海道総合通信局ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

利尻礼文サロベツ国立公園 パークボランティア 幌延部会からのお知らせ

この度、利尻礼文サロベツ国立公園パークボランティア幌延部会では、幌延木道の地図を作成しました。パンケ沼からビジターセンターまで見られる生き物や植物が描かれています。サロベツ原野が最も華やかになるこれからの季節、地図を片手に木道散歩を楽しんでいただきたく町民の皆さんにお配りすることにしました。どうぞご利用ください。

※詳しくは折込をご覧ください。